

## 令和3年山武市教育委員会第2回定例会会議録

1. 日 時 令和3年2月2日（火）13:30開会
2. 場 所 成東文化会館のぎくプラザ視聴覚室
3. 招集者 山武市教育委員会 教育長 嘉瀬尚男
4. 議 題

### 議決事項

- 議案第1号 市議会定例会提出議案（令和2年度山武市一般会計補正予算（第10号））に同意することについて
- 議案第2号 市議会定例会提出議案（山武市都市公園条例の一部を改正する条例）に同意することについて
- 議案第3号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する意見について
- 議案第4号 山武市通学バス運行及び利用に関する規程の一部を改正する告示の制定について
- 議案第5号 山武市教育委員会顕彰被表彰者の決定について

### 協議事項

- 協議第1号 山武市教育委員会組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則について
- 協議第2号 山武市教育委員会組織見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令について
- 協議第3号 山武市教育委員会組織見直しに伴う関係告示の整理に関する告示について
- 協議第4号 山武市教育委員会組織規則の一部改正について
- 協議第5号 山武市教育委員会処務規程の一部改正について
- 協議第6号 山武市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について
- 協議第7号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱について
- 協議第8号 山武市学校支援センター設置要綱について
- 協議第9号 山武市さんぶの森公園バーベキューピット使用規程について
- 協議第10号 山武市学校給食費に関する規則について
- 協議第11号 山武市学校給食センター管理規則の一部改正について
- 協議第12号 成東・東金食虫植物群落保存活用計画策定委員会設置要綱について
- 協議第13号 山武市文化財の保護に関する条例施行規則の一部改正について

## 報告事項

- 報告第1号 山武市教職員等合同着任式について
- 報告第2号 学校統合準備委員会会議の開催状況について
- 報告第3号 3月の行事予定について

出席委員	教育長	嘉瀬 尚男
	教育長職務代理者	小野崎 一男
	委員	今関 百合
	委員	清水 新次
	委員	木島 弘喜
	委員	渡邊 礼子

欠席委員 なし

出席した職員の職及び氏名

教育部長	小川 宏治
教育総務課長	嘉瀬 多市
学校教育課長	越川 幸夫
学校教育課指導室長	高野 隆博
学校再編推進室長	川島 美雄
生涯学習課長	神谷 英典
スポーツ振興課長	大谷 広貴
文化会館長	森川 良子
図書館長	子安 勝也
成東中央公民館長	川嶋 洋子
松尾公民館長	越川 信
学校給食センター所長	仲村 由美子
学校給食センター主査	平山 朋史
さんぶの森公園管理事務所長	並木 稔
歴史民俗資料館長	稲見 英輔
子育て支援課長	藤井 浩美
子育て支援課主幹	野口 博明

事務局

教育総務課副主幹	鵜澤 秀己
教育総務課総務企画係主査補	鈴木 秀一
教育総務課総務企画係主事	齋藤 未希

◎開 会 午後1時30分

教育長

皆さん、ご苦労様です。第2回定例会でございますが、第1回定例会から10日ほどしか経っておらず、また、先日協議会も行いました。委員の皆さんには、何度もお集まりいただき大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましても、収束が見えず、緊急事態宣言が延長される状況になってきております。学校、こども園等におきましても、難しい状況が続いておりますので、また何かあれば皆さんに状況をご報告させていただきます。

このようなコロナ禍において、昨年、2020年の自殺者が増えてきたというニュースがありましたが、その中でも特に小中高生の自殺者が増えているそうです。我々の身近なところではそのような話は聞きませんが、全体の中で様々な問題が起こってきているのだと思います。ですから我々も気を緩めずに、きちんとそのような細かいところに配慮をし、目を向けながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年教育委員会第2回定例会を開会いたします。

---

◎日程第1 会議録署名人の指名

教育長

日程第1、会議録署名人の指名を行います。本日は、渡邊委員にお願いします。

渡邊委員

はい。

教育長

よろしくお願いいたします。

---

◎日程第2 会議録の承認

教育長

日程第2、会議録の承認。令和3年教育委員会第1回定例会の会議録について、事前に配付をしてありますが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議ないようですので、教育委員会第1回定例会の会議録は承認といたします。

---

◎日程第3 教育長報告

教育長

日程第3、教育長報告です。資料は3ページになります。

1月22日から2月2日、本日までとなります。

1月22日、市議会全員協議会が開催されました。当初予算についての質疑、要望等が出されたことに関して回答を行ったものでございます。当初予算の市長説明が行われました。

1月26日、東上総教育事務所の中田次長がおいでになりました。管理職人事に関するものでございます。また、市職員表彰式が行われました。本来ですと仕事始め式の後に執り行っておりますが、今回は仕事始め式がなかったため、26日に行いました。今年は7名の方が表彰されて、教育委員会では学校再編推進室の若梅主査補が表彰されております。それから教育委員会第1回協議会。皆さんにご出席をいただき、教育振興基本計画について協議を行いました。

1月27日、任期付職員の採用試験ですが、保育士の方2名の面接がございました。

2月2日、本日ですが、午前中に庁議、午後に教育委員会第2回定例会になります。よろしくお願いいたします。

何か質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題ですが、議案第1号、市議会定例会提出議案（令和2年度山武市一般会計補正予算（第10号））に同意することについて、議案第2号、市議会定例会提出議案（山武市都市公園条例の一部を改正する条例）に同意することについて、議案第3号、山武郡市広域行政組合規約の変更に関する意見について、これらは市議会定例会提出前であることから、議案第5号、山武市教育委員会顕彰被表彰者の決定については、氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたいのですが、いかがでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教育長

挙手全員です。よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第5号は秘密会といたします。

◎日程第4 議決事項

○議案第1号

(議案第1号は、秘密会につき概要と結果のみ記載)

**教育長**

日程第4、議決事項です。

議案第1号、市議会定例会提出議案（令和2年度山武市一般会計補正予算（第10号））に同意することについて。ここから秘密会といたします。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

※各所属長から順次、資料に基づき内容を説明

※審議結果 原案のとおり同意

---

○議案第2号

(議案第2号は、秘密会につき概要と結果のみ記載)

**教育長**

議案第2号、市議会定例会提出議案（山武市都市公園条例の一部を改正する条例）に同意することについて、説明をお願いします。

さんぶの森公園管理事務所長、お願いします。

※さんぶの森公園管理事務所長から、資料に基づき内容を説明

※審議結果 原案のとおり同意

---

○議案第3号

(議案第3号は、秘密会につき概要と結果のみ記載)

**教育長**

議案第3号、山武郡市広域行政組合規約の変更に関する意見について、提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

※教育総務課長から、資料に基づき内容を説明

※審議結果 原案のとおり同意

**教育長**

ここで秘密会を解きます。

---

○議案第4号

**教育長** 議案第4号、山武市通学バス運行及び利用に関する規程の一部を改正する告示の制定について、説明をお願いします。

学校再編推進室長、お願いします。

**学校再編推進室長** 資料は27ページからとなります。提案する議案は、山武市通学バス運行及び利用に関する規程の一部を改正する告示の制定についてでございます。

提案理由でございますが、令和3年4月1日に、日向小学校と山武西小学校の統合小学校として開校する日向小学校の通学方法として、一部通学バスを導入するに当たって、第2条に規定される利用者の範囲、別表に新たに当該小学校区の対象地域を加えるものでございます。

施行期日は公示の日となります。

改正文は28ページ、新旧対照表は29ページでございます。

前回ご協議いただきました内容に変更はございません。ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。

**教育長** ありがとうございます。新しい日向小学校の部分を追加するものですが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長** では、お諮りします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**教育長** 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決いたします。

---

○議案第5号

(議案第5号は、秘密会につき概要と結果のみ記載)

**教育長** 議案第5号、山武市教育委員会顕彰被表彰者の決定について。ここから秘密会とします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校再編推進室長、お願いします。

※学校再編推進室長から、資料に基づき内容を説明

※審議結果 原案のとおり可決

教育長                   ここで秘密会を解きます。

---

◎日程第5 協議事項

○協議第1号

教育長                   日程第5、協議事項。

協議第1号、山武市教育委員会組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長           協議第1号から6号につきましては組織改編によるものでございますので、初めに令和3年度からの組織改編について、今回机上配付しました資料によりご説明します。現行は12所属ございましたが、今後は6所属になります。

それでは、教育総務課よりご説明します。施設整備係を独立させ、現行の総務企画係と適正配置前期計画5件中3件の統合が終了し、大方のめどがついた学校再編推進室を係として、2係の構成となります。

続いて、子ども教育課についてご説明します。現行では学事係と指導室で構成されておりましたが、新たに家庭児童相談係を設置します。新しい取組内容は、子育て支援課で所掌していた学童保育事業に関する事務について移管を行い、併せて生涯学習課で所掌している放課後子ども教室も移管し、連携を強化した上で、放課後等に全ての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施します。

また、子育て支援課で所掌している家庭児童相談事業に関わる事務についても移管を行い、子ども家庭相談支援拠点として家庭教育力の向上を図ります。更に教育課題の解決に向けた学校での取組を支援し、学校教育の振興等充実を図ることを目的とした学校支援センターを指導室内に設置します。

以上が改編の内容となります。

続きまして、施設整備課についてご説明します。教育総務課から独立し、維持管理係と施設整備係の2係からの構成となります。取組内容は、維持管理係は通常の学校の維持管理を行い、施設整備係は教育委員会全体で所管する施設が多い中、経年劣化による工事も多く、担当が不慣れな中での業務を解消するため、全体の



大規模工事を実施し、工事の迅速化、効率化を図り、また各施設の整備計画を総括するなど、専門の課として教育委員会全体の施設を総合的に管理してまいります。

続いて、生涯学習課についてご説明します。現行ではそれぞれ独立していた公民館、文化会館、図書館、歴史民俗資料館を生涯学習課の中に集約して、係は生涯学習係1つとし、社会教育関係全般の企画運営を行い、各施設がそれぞれ維持管理、運営を行います。また、教育委員会第11回定例会及びそれまでの協議会で議論いただいた、教育委員会が所管する社会施設等の今後のあり方についても、市民ニーズを踏まえた事業の精選、見直しを行い、山武市の社会教育をより効率的、効果的に推進していくとともに、施設の維持、統合、廃止、拡充を検討する際、生涯学習課として1つにまとめたことにより、迅速化、効率化が図れます。

続いて、スポーツ振興課についてご説明します。現行では独立していたさんぶの森公園管理事務所を運動公園管理事務所としてスポーツ振興課に集約して、係はスポーツ振興係1つとし、社会体育関係全般の企画運営を行い、成東運動公園、蓮沼スポーツプラザ、松尾運動公園等の施設の維持管理運営は運動公園管理事務所で行います。運動公園管理事務所による総合的な維持管理の利点としましては、運動公園管理事務所では複数の施設を会計年度任用職員により直営で管理していた実績があり、作業機械等が豊富であるとともに、管理に精通しているため、作業の迅速化、効率化が図れます。

続いて、学校給食センターについてご説明します。学校給食センターにつきましては現行との変更はございません。

続いて別添の資料、教育委員会庁舎より、成東中央公民館の組織の配置図が添付されております。最後のページに、生涯学習課及びスポーツ振興課につきましては、行事開催等が日曜出勤のため、組織改編に合わせて、日曜出勤、月曜休館の成東中央公民館にその場所を移転する予定でございます。

以上が、令和3年度からの組織図の説明となります。

それでは、協議第1号についてご説明します。30ページをご覧ください。提案理由でございますが、教育委員会組織の見直しに伴い、3つの関係規則の一部を改正するものでございます。これらの規則は、組織見直しに関わる改正と理由が一致するため、一括して改正を行い、整備に関する規則として制定するものでございます。

それでは、32ページの新旧対照表をご覧ください。上段は先ほど説明したように、学校教育課が子ども教育課に名称変更されるものによります。

続いて2段目は、文化会館等条例に、庶務に関する条を加えることを昨年の12月市議会で可決されたため、規則では不要となり削除するものでございます。

3段目も2段目と同様となります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

**教育長**                    ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等あればお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長**                    それでは、本案件につきましては原案のとおり了承いたします。

---

○協議第2号

**教育長**                    協議第2号、山武市教育委員会組織見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令について説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

**教育総務課長**            33ページをご覧ください。提案理由でございますが、教育委員会組織の見直しに伴い、2つの関係訓令の一部を改正するものでございます。これらの訓令は、組織見直しに関わる改正として理由が同様のため、一括して改正を行い、整理する訓令として設定するものでございます。

それでは、36ページの新旧対照表をご確認ください。別表の2段目、生涯学習課及びスポーツ振興課に勤務する職員の週休日が、先ほど組織改編の全体イメージ図でご説明したとおり変更するためによります。

3段目は、各施設の名称が記載されていますが、組織改編に伴い、後ほど説明します47ページの山武市教育委員会組織規則の第11条、教育機関の名称一覧表の改正に合わせた順番というような内容となっております。

続いて37ページをご覧ください。別表第1は、学校教育課が子ども教育課に名称変更されるためのものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

教育長                   ありがとうございます。ただいまの説明についていかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長                   それでは、本案件につきまして、原案のとおり了承いたします。

---

○協議第3号

教育長                   協議第3号、山武市教育委員会組織見直しに伴う関係告示の整理に関する告示について、説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長           引き続き38ページをご覧ください。こちらも教育委員会組織の見直しに伴って、関係告示の一部を改正するものでございます。これらの告示は、組織見直しに関わる改正と理由が同様のため、一括して改正を行い、整理に関する告示として制定するものでございます。

それでは、40ページの新旧対照表をご確認ください。1段目、山武市日向の森テニスコート使用規程につきましては、事務所の名称変更と併せて、現在本規程の第4条に、使用者は本市に居住する者、市内に勤務する者と限定されているため、「ただし、山武市に在住又は勤務をする者以外の者の受付時間は、2か月前から当日までとする」は不要のため、削除します。

2段目から4段目につきましては、課の名称変更によるものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

教育長                   ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長                   それでは、本案件につきまして、原案のとおり了承いたします。

---

○協議第4号

教育長                   協議第4号、山武市教育委員会組織規則の一部改正について、説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長           引き続き41ページをご覧ください。提案理由でございます。教

育委員会組織の見直しに伴い、部等の設置及び教育機関の表を改めるとともに、分掌事務等を整備するものでございます。

それでは、47ページの新旧対照表をご確認ください。第8条では、改編後の事務局の課及び係となります。

第10条、13条、14条、15条では、学校再編推進室が教育総務課学校再編推進係となるため、「室」が不要となったため削除します。

第11条では、本則第2条で「市立の幼稚園、小学校及び中学校」を「学校」と定義されたため、定義と合わせて「学校」と改正します。

また一覧表では、現行では所属の欄がなかったため、新しく欄を設け、改編後の教育機関の名称を記載し、区分や所属がより分かりやすい表としました。

50ページの別表第1の分掌事務については、上から順にそれぞれの課長よりご説明いたします。

初めに教育総務課についてご説明します。総務企画係の所掌事務に変更はございません。学校再編推進係は現行の学校再編推進室の所掌事務を取り入れた内容となります。

施設整備課についてご説明します。54ページをご覧ください。現行の教育総務課施設整備係の所掌事務を、施設整備課維持管理係と施設整備係に振り分け、施設整備係には、2に、先ほど全体のイメージで説明したとおり、全体の整備計画の総括に関することを加え、また5には、大規模工事に関することを加え、6では、小規模工事におけるの支援に関することを加えました。今回新たに加えた所掌事務により、教育委員会所管施設全体の工事を総合的に管理する内容となります。

教育総務課については以上です。

## 学校教育課長

子ども教育課についてです。

52ページからをご覧ください。家庭児童相談係に、これまで子育て支援課で所掌しておりました1番から7番、1番の子ども家庭総合支援拠点に関すること、2番、家庭児童相談室に関すること、3番、要保護児童等対策に関すること、4、児童福祉法に基づく援護措置に関すること、5、婦人相談員に関すること、6、母子父子自立支援員に関すること、7、DV相談に関することが入っております。

続きまして53ページ、これは指導室でございます。16番、これ

までの「学校における人権教育」に関するものを「人権教育」、17番、「国際理解教育」に関するものを「国際教育」に関することに修正させていただきました。

26番以降は新しく入れさせていただきました、生涯学習課でこれまで行っていましたが、26、社会教育指導員に関すること、27、家庭教育指導員に関すること、28、コミュニティ・スクールに関すること、29、放課後児童健全育成事業に関すること、30、放課後子ども教室に関すること、31、学校地域協働本部に関すること、32、家庭教育学級の企画運営に関すること、33、親業訓練講座に関すること、34、家庭教育の相談や指導に関することを入れさせていただきました。

子ども教育課は以上です。

#### 生涯学習課長

生涯学習課です。

54ページをご覧ください。下段にございます生涯学習課の事務になりますが、先ほど子ども教育課から説明がありました、現行では「家庭教育の支援に関すること」が子ども教育課に移管しますので、こちらを改正案では削除してございます。

また6番、現行「社会教育指導員及び家庭教育指導員に関すること」ですが、こちらにつきましても改正案では5番としまして、家庭教育指導員を除いた形、「社会教育指導員に関すること」といたしました。

最後に、現行8番、課の庶務に関することとございます。こちらにつきましても、これまで生涯学習課は1課1係でございましたが、新しい組織では生涯学習課内に各社会教育施設が含まれるようになりますので、課の庶務ということを1項目加えさせていただきました。

説明は以上です。

#### スポーツ振興課長

スポーツ振興課です。

55ページをご覧ください。スポーツ振興係の変更点について説明します。現行の欄の2番、社会体育施設の管理及び運営に関することと、4番の社会体育施設の使用許可に関すること、こちらの2つについてはスポーツ振興係から削除して、運動公園管理事務所を追加いたします。

また現行の3番、学校体施設の開放に関することと、5番の学校開放利用団体との調整に関することは、内容が重複しております。

すので、5番の学校開放利用団体との調整に関するものを削除いたします。

続いて、改正案の3番、スポーツ推進審議会に関することと、11番の課の庶務に関すること、こちらの2点については、現在もスポーツ振興係の事務として行っておりますが、現行の規則には記載がありませんので、今回追加させていただきました。

以上です。

#### 教育総務課長

続いて55ページの別表第2になります。55ページの別表第2につきましては、47ページの山武市教育委員会組織規則第11条の教育機関の区分一覧表のとおり並び順を変更しました。一応内容の変更もございますので、それは各所属長より順次ご説明します。公民館からお願いします。

#### 松尾公民館長

公民館です。

55ページ、真ん中辺り、別表第2（第12条関係）、この最下段から56ページ上段及び中段の部分をご覧ください。教育委員会組織の見直しに伴いまして、教育機関の区分及び分掌事務1を改めるものでございます。

教育機関の区分につきまして、現行では、成東中央公民館並びに松尾公民館の2つに区分されておりますが、これらを公民館として1つの区分に改めるものでございます。これに伴いまして、55ページ最下段の分掌事務1に掲げる所管施設を、成東中央公民館、蓮沼公民館、松尾公民館及び農村環境改善センターに改めるものでございます。

資料56ページ、分掌事務の2から11の内容につきましては、現行の成東中央公民館の分掌事務の2から11と同様としまして、変更はありません。

以上でございます。

#### 文化会館長

文化会館です。

文化会館につきましては、56ページ最下段から57ページにかけてでございます。文化会館については所掌事務には大きな変更はございません。事務の内容につきまして、より分かりやすい表現に変更させていただいております。

以上です。

**図書館長**

図書館です。

資料57ページをご覧ください。改正点ですが、改正前は「図書係」という係がございましたが、「図書係」がなくなり、図書館1つにまとめております。

その他につきましては、他と同じく分かりやすい表現、同じような条件で並び替えをしてございます。

また、それに伴いまして字句等を整理し、このように修正させていただきます。

図書館は以上です。

**歴史民俗資料館長** 歴史民俗資料館です。

資料58ページをご覧ください。歴史民俗資料館について、現行との違いですが、改正案の中において文化財担当事務を執る課であることを明確にするということを主眼に置いて、並び替えをさせていただきます。特に松尾藩資料館の取扱いに関して現行ではございませんでしたので、この中で明確化しております。

また、現行では資料館の自主事業に関することがありましたが、これは削除をし、改正案の1の事業の実施及び運営に関することに含まれております。

また3番ですが、文化財の調査及び保護に関することということで、これは広く広義の意味での文化財保護法に規定されるものなので、食虫植物群落の保護に関してもこの中に含まれるということですので。

説明は以上です。

**さんぶの森公園管理事務所長** さんぶの森公園管理事務所です。

資料58ページになります変更点としましては、名称をさんぶの森公園管理事務所から運動公園管理事務所に変更しております。

また、さんぶの森公園管理事務所の分掌事務であった、さんぶの森及び日向の森体育施設の整備計画につきましては、スポーツ振興課の分掌事務となります。

スポーツ振興課の分掌事務、社会体育施設の管理と運営は、さんぶの森公園管理事務所の社会体育施設の維持管理と合わせての分掌事務となります。

以上です。

**学校給食センター所長** 学校給食センターです。

給食センターの改正案は特にございません。  
以上です。

教育総務課長 説明は以上です。

教育長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、ご質問等あればお願いします。小野崎委員。

小野崎委員 42ページの表に、指導室はないのでしょうか。

教育部長 指導室については、係より一段上の扱いになり、係の中には入れられません。8条第2項として「前項の規定にかかわらず、教育部子ども教育課に指導室を置く」としています。

表の中には、指導室は、係ではないので入れることはできませんが、課の中に指導室を置くということを明記しており、そこは以前と変わりません。ただ、第2項で、指導室を設置している学校教育課が子ども教育課に改まるという改正を、この第8条ではしております。ですから、指導室については、表記していないわけではなく、別の場所で位置づけをしているということになります。

小野崎委員 第8条第2項は、「教育部子ども教育課に指導室を置く。」、これだけでよろしいのですか。

教育部長 はい。

教育長 第8条中の表は、あくまでも係名ということになるので、こちらには係としては入らないということですが、同条第2項で表記しているということでご理解いただけますでしょうか。

小野崎委員 少し分かりづらいですね。

清水委員 よろしいですか。45ページの生涯学習課について、社会教育施設の整備計画についての記載が見当たりません。社会体育施設の整備計画は記載がありますが、なぜですか。社会教育施設の整備計画はどの部署が行うのですか。



**教育総務課長** 生涯学習課の中には書いてありませんが、それに集約された各施設、文化会館、歴史民俗資料館、運動公園管理事務所そのものに、全部整備計画をやっていると入れてございます。

例えば、45ページの公民館では10番目に、「公民館等の整備計画に関すること」、同じく46ページの文化会館では8番目に、「文化会館等の整備計画に関すること」、歴史民俗資料館では9番目に、「資料館の整備計画に関すること」、運動公園管理事務所では1番目に、「さんぶの森公園及びさんぶの森中央会館の整備計画に関すること」と記載されてあります。

**清水委員** 例えば、運動公園管理事務所の中で、さんぶの森公園とさんぶの森中央会館は抜き出していますが、社会体育施設と言われるものはこのほかにもありますか。

**教育総務課長** それはスポーツ振興課に入っています。

**清水委員** スポーツ振興課と運動公園管理事務所との関連については大丈夫ですか。

**スポーツ振興課長** スポーツ振興課では、市の社会体育施設全般の整備計画に関することを行います。

**清水委員** 社会体育施設の中にはさんぶの森公園とさんぶの森中央会館が入ることになりますが、その場合はどちらの部署が行うのですか。

**さんぶの森公園管理事務所長** 今の社会体育施設、こちらにつきましては運動施設になっております。それに属さないさんぶの森公園と、さんぶの森中央会館、こちらは公民館になりますが、こちらはここに残すという形での協議になっております。

**教育長** さんぶの森中央体育館と武道館はここに入らず、スポーツ振興課に入っているということですね。

**木島委員** バランスを取って、生涯学習課にも、施設の整備計画に関することの一文を入れておいたほうが、分かりやすいのではないでしょうか。

**清水委員**                    どこかはっきりと区別できるように、重複してしまうとどちらがやるのか分からなくなりますから、それが区別できるような形にしたほうがいいのではないですか。

**生涯学習課長**            まず社会教育施設につきましては、各施設で整備計画等を行うことになっています。ですので、今お話がありました公民館や文化会館、歴史民俗資料館が入っています。あと、運動公園管理事務所にありますさんぶの森公園は別ですが、さんぶの森中央会館、こちらは社会体育施設ではなく、社会教育施設になり、こちらはそのまま運動公園管理事務所に残ります。よって、全て重複の表記はされていないということになります。

**さんぶの森公園管理事務所長**    48ページに、社会体育施設という改正案が表記されております。その中の運動公園管理事務所で、さんぶの森中央会館のみ、社会教育施設という枠に入れております。

**小野崎委員**                こちらで表現しているのですね。

**教育総務課長**            複合施設になることで、公園施設や社会教育施設、社会体育施設が交ざっているところがあるので、それをどこで線引きするかといういろいろ考え、こういう形にまとめたところでございます。

**教育長**                    さんぶの森公園に関しては、体育館と中央会館が一緒になっているので、そこを分けるわけにいかないため、運動公園管理事務所を整備するというので、1段分けておりますので、重複することがない形にそれぞれ表現されているということです。

**清水委員**                    よろしいですか。55ページのスポーツ振興課について、社会体育施設の管理運営が以前はあったと思いますが、それぞれのところで行うため、なくなるということですか。

**スポーツ振興課長**        社会体育施設の管理運営については、運動公園管理事務所で一括して行うようになりますので、スポーツ振興課係ではやらないということです。

**清水委員**                    わかりました。以上です。

渡邊委員            よろしいですか。通学路について相談があった場合はどの部署が対応するのでしょうか。

学校教育課長        通学路についての相談に関しては、現在、指導室で承っています。

渡邊委員            ここには文字としては出ていませんね。表記してもらうことはできるのでしょうか。

教育長              安全教育に関することが該当するのでしょうか。

学校教育課長        表記につきましては、検討させていただきます。

教育長              通学路に関する部分については検討するとのことですので、よろしくをお願いします。

渡邊委員            ありがとうございます。

教育長              ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長              それでは、今何点か出た意見について検討をお願いします。

本案件については、原案のとおり了承します。よろしくをお願いします。

---

○協議第5号

教育長              協議第5号、山武市教育委員会処務規程の一部改正について、説明をお願いします。

教育総務課長        60ページをご覧ください。提案理由でございます。教育委員会組織の見直しに伴い、処理すべき事務の専決事項及び文書の取扱い等について整理するためのものがございます。

それでは、66ページの新旧対照表をご確認ください。別表第1の1、議長の専決事項では、室長及び教育機関の長を削除します。これは先ほどからご説明しているとおり、学校再編推進室の変更による「室」の削除、また47ページ、山武市教育委員会組織規則第11条の教育機関の区分及び所属で示したとおり、給食センター

を除いた教育機関は、生涯学習課及びスポーツ振興課のそれぞれの所属と変更するため、教育機関等の長を削除します。

その中で新たに学校給食センターを加えるものでございます。ただし、教育機関等の長そのものをなくすわけではございません。

4、個別専決事項として、教育総務課、子ども教育課、施設整備課、生涯学習課、スポーツ振興課につきましては、先ほどよりご説明している新しく加わった分掌事務に応じた専決区分をそれぞれ加えました。

続いて、72ページ、73ページをご覧ください。（6）教育機関等の長に関する事項については、47ページ、山武市教育委員会組織規則第11条の教育機関の区分の一覧表どおりに並び順を変更するとともに、成東中央公民館、蓮沼公民館、松尾公民館、農村改善センターを公民館一つにまとめ、さんぶの森公園管理事務所を運動公園管理事務所に変更し、一部社会体育施設を加えます。

別表第2の1、事務局欄及び2、教育機関等の欄も改編後に合わせた文書記号とします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**教育長**                         ありがとうございます。ただいまの説明についていかがですか。

**木島委員**                        1点よろしいですか。

**教育長**                         木島委員、お願いします。

**木島委員**                        今後また、室長ポストが出てくる可能性はないのでしょうか。またそういったポストが生まれることによって、ここの部分を改正する必要が出てくると思います。ですから少し心配はあります。

**小野崎委員**                    その可能性はありますね。

**教育部長**                       木島委員がおっしゃるとおり、組織については、そのときの状況によって変わってくるものであり、先のことは予測ができません。ただ、現在の市全体としては、課待遇の室を極力なくそうという流れになっています。

ですから、今回もその流れに乗り、室をなくす動きになっていますが、将来にわたって同じ流れになるかというのは何とも言えませんので、その際は、状況に合わせた例規整備をさせていただ

くこととなります。

教育長                   ほかにはいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長                   それでは、本案件については原案のとおり了承します。

---

○協議第6号

教育長                   協議第6号、山武市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について、説明をお願いします。  
教育総務課長、お願いします。

教育総務課長           75ページをご覧ください。提案理由でございますが、今回の組織改編では、市長部局の保健福祉部所管事業も教育部に移管するなど、行政組織の見直しがあったことにより、市長の権限に属する事務のうち、新たに国際教育推進基金、家庭児童相談、学童クラブ、こども園の大規模改修工事等の事務について、教育委員会の事務を補助する職員に行わせることにより行います。

それでは、77ページの新旧対照表をご確認ください。別表第2、補助執行を行う事務として、下段(9)には、国際教育推進基金条例に関することを加えました。こちらは、11月に寄附のあった1千万の寄附金の運用に関することとなります。

78ページの(10)から(17)に関しましては、家庭児童相談係が子育て支援課より子ども教育課へ移管されることにより加えたものでございます。(18)につきましては、新設する施設整備課でこども園の大規模改修工事を行うことにより加えたものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

教育長                   ありがとうございます。これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長                   それでは、本案件についても原案のとおり了承いたします。

---

○協議第7号

教育長                   協議第7号、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済

給付制度に係る保護者負担に関する要綱について、説明をお願いします。

学校教育課長、お願いします。

**学校教育課長**

協議第7号、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱についてでございます。79ページをご覧ください。

災害共済給付制度とは、学校教育の円滑な実施に資するため、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校・保育所等の設置者と契約により、学校・保育所等の管理下における児童生徒の災害に対して災害給付を行うものでございます。その運営に要する経費を国、学校等の設置者、保護者の3者で負担する互助共済制度でございます。山武市においても、加入対象となる学校の児童生徒、幼稚園、こども園の園児等の保護者から同意を得て加入しております。

この提案理由でございますが、共済掛金は学校・保育所等設置者と保護者が負担することになってはいますが、保護者から徴収する額の範囲を定め徴収することとされており、保護者からの負担額を定めるものでございます。

以前よりこの制度はありましたが、スポーツ振興センターに国の会計検査院の調査が入り、センターから、市町村へ補助している要保護・準要保護児童生徒保護者支出分充当補助を受ける場合、保護者からの負担金を徴しないと明文化するよう指導があり、これをきっかけに市町村も同様とするよう通知がありました。今回の要綱制定は、このことが機会となりました。

80ページは要綱の内容でございます。第2条については保護者負担の額でございます。令和3年4月1日を施行としております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**教育長**

ただいまの件についてはいかがでしょうか。何かご質問等ありますか。

木島委員、お願いします。

**木島委員**

こちらの負担分は、以前からずっと5割で来ているのですか。

**学校教育課長**

そうでございます。

木島委員                   これはたしか、4割から6割と幅があると思いますが、各家庭の負担を4割に下げるといような考えはないのでしょうか。

学校教育課長               現在のところは国と同様に、5割ということで考えております。

木島委員                   分かりました。  
最後に1つ伺いたいのですが、山武市の場合には免責の特約はつけてありますか。

学校教育課長               特約の部分については検討させていただきます。

木島委員                   よろしくをお願いします。

教育長                      清水委員、お願いします。

清水委員                   こども園の園児（長児部）、それから幼稚園の園児（短児部）とありますが、教育委員会の所管事務と考えていいのでしょうか。教育委員会で徴収できるのかどうか。もし市長の権限だとすると、市長が徴収権者ということになりますね。こども園、幼稚園児について徴収できる根拠はあるのでしょうか。徴収者、徴収権利者などについては、誰の名前で納めてくださいと言っているのでしょうか。教育委員会か教育長、あるいは学校長か園長、どれが該当するのでしょうか。

学校教育課長               すみません。確認します。

清水委員                   市長権限であった場合、補助執行について規則や要綱で定めることになりますね。ですから、これは一番の土台になってきますので、そのあたりをはっきりしておかないと、徴収がそもそもできなかったということになると大変なことになると思いますので、確認をお願いします。

教育長                      それについては確認し、後ほど回答をお願いします。  
ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

教育長                      それでは、本案件につきましては原案のとおり了承します。徴

収者については、後ほど確認してご回答いたします。

---

○協議第8号

**教育長** 協議第8号、山武市学校支援センター設置要綱について、説明をお願いします。

指導室長、お願いします。

**指導室長** 協議第7号、山武市学校支援センター設置要綱についてです。81ページになります。山武市学校支援センター設置要綱を次のように制定することについて協議を求めるものです。

提案理由は、山武市の抱える様々な教育課題の解決に向けた学校での取組を支援し、学校教育の振興と充実を図ることを目的として、山武市学校支援センターを設定するため、その設置根拠となる要綱を制定するものであります。

82ページ、山武市学校支援センター設置要綱（案）をご覧ください。

第1条では設置について提案理由でも述べたところであります。

第2条では、名称及び位置について。教育委員会内の設置になります。

第3条では、職員について。センター長に指導室長をもって充てるというふうに想定しております。

第4条では、業務について。学校支援、研修、調査研究を行います。

第5条では、業務委託についてであります。委託先はG A Aを想定しております。

第6条は、補則となります。

なお附則として、この要綱は、令和3年4月1日から施行します。

以上です。よろしく申し上げます。

**教育長** ありがとうございます。山武市学校支援センターについていかがですか。清水委員。

**清水委員** 設置そのものは非常にいいと感じますので、設置して大いに活躍していただきたいと思えます。

ただ疑問があるのですが、要綱という形でこの支援センターを設置できるのかどうかです。センターの性格というのは何なのか。



教育機関からすると、規則か何かで位置づけないといけないのではないかと思います。要綱という形で設置すると、よく分からないということになってしまうのではないのでしょうか。

また、このことは、山武市の大きなPRになると思いますから、きちんと位置づけをして、対外的にもしっかりPRしたほうがいいと思います。

ですから、教育委員会における、このセンターの性格は何なのか。例えば社会教育機関やスポーツセンターのような性格だとすれば、もっと別の位置づけが必要になるのだと思いますし、こういう形で設置できるのかどうか。加えて職員やセンター長が配置されていますね。どのように検討されたのですか。

**教育長**

教育部長、お願いします。

**教育部長**

清水委員のおっしゃるとおりで、もしこれが教育機関という位置づけでセンターをつくるとなったら、調査研究という目的で業務を行う器というか、場所を設置するというのでしたら条例で設置するのでしょうか、そこにいる職員の規定についても条例で定めるというのが、地方教育行政の法律に基づく形になると思います。ただ今回、器と組織をつくるようなイメージで、このように1回つくってみたものの、やりたいことについて第1条に書かれているような課題があるので、学校を支援するやり方や実施方法について整理して、誰が何をやってどういう形で、そのG A Aも絡めて、一緒にそういう行動を取っていくというイメージだとすれば、実施要綱のような、動き方を明文化したらどうかというところでの話です。

その名称として、センターという名前でやっていこうと考えており、それを子ども教育課指導室の業務として取り扱おうというイメージで作ったものになります。

器をつかってやっていこうということでは考えてはいませんでしたが、どうしても条例設置しなければいけない支援センターというイメージが強くなってしまいますので、そのあたりの解釈がどうしても出てしまいます。条例化せずに行動そのものができるような取組をしていく方法を考えられないかなということで、今回このように提案させていただきました。条例化しないで実施していく内容をうまく整理して、明文化できればなという取組で考えてはいたところがございます。ですので、変更、見直しを少し

させていただきながら、考えていきたいと思っています。

**教育長**                   ここに提案されているものを、もう少し見直すということですか。

**教育部長**               はい。見直しを考えたいと感じます。

**清水委員**               この設置そのものに私は反対しているわけではありません。ただ、法的施行になるものをある程度詰めて、例えばここに勤務する場合のいろんな措置がありますね。それが、例えば災害が起き、公務災害の問題が起きたときに、業務の問題として、教育委員会でどのように考えていくのか、何かあったときに問題になってしまうのかという心配があったので、その辺何かしっかり詰めておいたほうが良いと感じました。

そういう意味では、きちんと条例規則で決めて、根拠づけたほうが、はっきりはするのではないのでしょうか。ただ、そこまですることに問題があるのだとすれば、何かうまい方法があれば取り入れていただければと思います。今回の協議内容は、要綱による設置ということですが、それで大丈夫なのかという心配があったので、質問させていただきました。

**教育部長**               清水委員のおっしゃることに理論づけをして、要綱で問題ないと言い切れる内容は、おそらく見つからないのだと思います。

**清水委員**               ほかの自治体の例を調べ、そういう事例があるとすれば良いのですが。

**教育部長**               要綱で設置している自治体も多少はあります。ただ、それが根拠づけてやっているかどうかというところは保証の限りではありません。逆に、条例でやっている自治体も確かにありますし、しっかりその施設をつくったうえで、その中に入って、こういう事務を執るという形で条例化している自治体もありますし、器はどこか既存の施設の中に入って条例設置しているところもあり、いろいろなやり方をしている自治体がありますので、参考にしながら、もう少し検討していきたいと思っています。ご意見ありがとうございました。

教育長 学校支援センターは入ってこなくて大丈夫なのでしょうか。そういう分掌業務が新たにできるわけですね。

小野崎委員 室長が兼務するのですね。

清水委員 これに反対しているわけではなく、どんどん進めてほしいと思っています。法的根拠となるよう、例規整備をきちんとしておいたほうがいいと思います。

教育長 指導室の分掌に入れていないと、後で問題になりますね。

清水委員 議会で、何を根拠にこれを置いているのだと聞かれたときに問題になりそうですね。

小野崎委員 支援センターという言葉、今の52ページ、53ページの指導室の中に、支援センターの分掌業務がないですね。

清水委員 センター長として、指導室長になることが予定されていますが、その根拠を告示だけでできるのかどうか。このセンター業務で出張に行って怪我などをしたときに、公務災害の問題はどうするのかなど、微妙な問題が出てきます。

教育長 ありがとうございます。まず要綱については、恐らくこれだけ見ると、皆さんイメージの中では、先ほど言ったように器、支援センターがあって、そこにきちんとセンター長を置いてというイメージだと思うのですが、実際には先ほど部長が説明したように、指導室の中の一業務を支援するセンターの組織を置き、GAAにその支援業務を依頼するというような形になっているので、そのあたりをもう少し明確にします。

この要綱も見直しを行うということですので、その辺の誤解を受けないような形に再度見直していきます。

また、52ページの指導室の分掌の中に、新しく学校支援センターが入ってくるので、その辺についてもきちんと明記したほうが良いというご指摘ですので、こちらも改めて検討していただくような形で進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

渡邊委員 よろしいですか。指導室長がセンター長に当たってくださると

ということで、指導室のほかの職員の方々の動きが分かりづらいと感じました。一部の業務をG A Aに委託することになるとは思います。そのG A Aの仕事の範囲が明確ではないのかなと感じます。職員も違う形で応援に入るのか、そのG A Aと指導室の職員の仕事が見えるようになるかというと思います。

今までもG A Aは、算数の学力向上など、学校の手薄なところに、学校のニーズに応じて応援に行き、あるいは調査研究に行くなどしていましたが、「一部を」となっているとわかりづらい部分がありますので、指導室とG A Aの関わりがもう少し明確になると良いと思いました。

1つ要望ですが、ほかの市町村と大きく違う、G A Aがすごいと言ってもらえるのは、学校のニーズに応じて応援に行っているからだと思います。例えば学力向上だけではなくて、職員室が手薄だから留守番、電話番が欲しいなど、多岐多様にわたる依頼に応じるときに応援に行くということが、とても学校からも喜ばれていますし、ほかの市町村の職員から良いと言われます。これは山武市の特徴なので、ぜひそれも今まで同様生かしてほしいというのが要望です。

**清水委員**

よろしいですか。今の渡邊委員の質問については、第6条に、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。」となっています。ですから恐らく委託の範囲とかそういったことは、具体的に、ここにまたかかってくると思います。こういう形で委託したいと思います。ですから、そういう意味で、ここで読もうと思えば読めると思います。

**教育長**

よろしいでしょうか。

**小野崎委員**

指導室長と学校支援センター長は兼務しないほうが良いような気がします。独立した組織であるG A Aがあるのだから、直接、市が関知しないほうが良いのではないのでしょうか。独立した組織があって、その指導監督はやることにしても、今のG A Aの理事長がトップで行う、あるいは会長が行うほうが良いのではないのでしょうか。

**教育長**

G A A自体の運営については理事長が行います。学校支援センターとG A Aがイコールではなく、G A Aが行う事業の範囲はす

ごく広いのです。学校支援は指導室の中でどんな支援が必要かさまざまな考えのもとに、その支援が必要な部分をGAAに委託します。GAAの活動範囲は、そこを超えた部分も当然NPO法人として持っています。

ただ学校支援というのは、山武市内の学校ですので、そこにそういう外部団体をどうやって入れていくかというところでは、全く関係ない独立した組織ですと、それを公立学校に入ってくれというわけにはいきませんので、指導室の中で学校支援というものをしっかりと考えて、職員だけではできない部分を、GAAに委託して、学校支援を行っていくという考え方ですので、その辺の線引きというのはさっきご指摘があったように、はっきりとしております。

木島委員

「一部」という表現にしたほうが、お互いにやりやすい部分もあるのかなと感じます。渡邊委員のおっしゃる不安のように、やはりきちっとこういうふうに線引きして区分けしてもらったほうがやりやすいという意見も、当然あるでしょうが、個人的には、いろいろな問題が出てきたときに柔軟に対応できるように、こういうふうに表現しておいたほうがよろしいのかと感じました。

教育長

先ほどあったように、第6条に必要な事項は別に定めるとなっているのです、その辺で対応はいろいろできることになります。

木島委員

突発的な部分も対応してもらえれば、一番よろしいわけですね。

清水委員

現在のGAAと学校の関係というのは、どちらかというと、恐らく学校側がやや消極的であるような感じがあると思います。

木島委員

そうですね。

清水委員

ですがこういう形で、GAAにある程度事務を何でも委託して、教育委員会とかなり密着している印象を学校側に与えれば、学校側のGAAに対する態度も違ってくると思いますし、GAAも非常にやりやすくなるのではないかと思います。ですから今まで以上にいろいろな面で効果が期待できるのだと思います。

そういう意味で、これをつくっているいろいろやるということは、私は大賛成です。ただ、後でいろいろ問題になることがないように

な形で設置してもらいたいなというのが私の意見です。

**木島委員** これによってお互いに協働して教育を進めていくという部分で一つの大義名分のようなものになりますね。

**教育長** そうですね。あくまでも指導室の中で学校支援をどうしていくかという基本的なことは考えていただき明確にし、その組織体制や支援体制をどうするかというのは指導室長の仕事ですから、そこでGAAをどう活用するかということになっていきます。

**小野崎委員** 難しいですね。

**渡邊委員** ありがとうございました。

**教育長** ただそれを組織上にきちんと入れていかないと、今言ったように、全く違うNPO法人との関係性が築いていけません。そうすると予算の関係などのさまざまな問題が発生してきますので、効率よく、きちんと学校にこのGAAの支援を入れていくためにはどうしたらいいか考えているということです。

ご指摘があったように、支援センターそのものの在り方、この要綱にどう定めていくかということについては、もう一度協議して、検討してもらっていきたいと思いますので、よろしく願いします。よろしいでしょうか。なお、これは協議ですので、今いただいたご意見を基に、内容をもう一回精査させていただき、次回また出させていただくようになります。必要があればまた協議会等も行いたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、本案件につきましては、了承いただけるということでもよろしく願いします。

---

○協議第9号

**教育長** 協議第9号、山武市さんぶの森公園バーベキューピット使用規程について、説明をお願いします。

さんぶの森公園管理事務所長、お願いします。

**さんぶの森公園管理事務所長** 協議第9号、山武市さんぶの森公園バーベキューピット使用規程について。83ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、有料公園施設であるバーベキューピ

ットの貸出しを令和3年3月31日までとすることになっておりますが、施設の解体ができないことから、解体するまでの間、劣化している施設ではありますが、希望者に貸出しを行うためのものです。

資料84ページから87ページの使用規程の内容としましては、バーベキューピットの貸出しについての使用時間、使用の申請、使用料を徴収しないこと、使用者の守るべき事項や使用承認申請の様式などを定めようとするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**教育長**                   ありがとうございます。いかがでしょうか。

**清水委員**               これは使用料の減免ですか。

**さんぶの森公園管理事務所長** 減免ではなく、この使用規程第8条で、バーベキューピットに係る使用料を徴収しないということです。

**清水委員**               それは告示で出来るものなのですか。

**さんぶの森公園管理事務所長** 都市公園条例で、こちらにつきまして有料公園施設から外します。それで3月31日以降になりましたら、今施設として何も貸し出すものがないので、この使用規程を設け、それでの貸出しにしますよということで、今回お願いしてございます。

**清水委員**               公の施設を貸すときに、普通でしたら最低実費以上のものを取ると思います。使用料金設定で、市民が使うといった場合には実費ではなく、もっと安くしているのかもしれませんが、料金を取るのが普通ですね。それを取る場合には、普通使用料手数料条例のような条例で決めて取ります。

それを減免するときは、やはり根拠を条例に置いて減免をします。ですから、その辺の詰めをどうしているのでしょうか。1つは都市公園条例の施設から外し普通財産にしたとして、普通財産の貸付けをしたときに料金を減免するのを告示でできるのかどうか。

**教育部長**               ご質問ありがとうございます。私どものこのバーベキューピットの使用に関しての基本的な考え方は、公園にある遊具などと同

じ位置づけ考えています。今までは有料施設として使っていましたが、既に老朽化していて、お金を取るような施設ではなくなってきておりますので、壊すまでの間については、空いているのでご自由にお使いくださいという、遊具と同じような考えです。

それで、ここで申込みを受けるのは、空いているかどうか。重複することがないように、空いている日についてはどうぞご自由にお使いくださいということで、あらかじめ予約を取ったりして、スムーズに貸出しができるようにと考えて、そういう手続きについて書いたところでございます。

**清水委員** 第8条で、使用料と書いてあり、取りませんと書いてあることが気になりました。

**教育部長** 書かないと、かえって分かりづらいという考えがあって、あえてはっきりと表現し、無料で開放しているというイメージで組み立てた使用規程になります。

**清水委員** 地区にある公園は、入園料は取りませんよね。減免するなどと書かないで使ってもらっていると思います。ですからこうやって書くこと自体がどういう意味なのかと思いました。

**教育部長** あえて書かないということで、実質無料で貸すことも考えてみようかなと思います。ただお金を取るということは考えてはいませんので、8条で、使用料の規程は除いて、ただ貸出しのルールだけを決める規程に変えるようなものでもいいかと思いました。

**清水委員** それでいいような気がします。使用料と書いてありますから、これは減免規程ですね。普通、使用料を減免する場合には、条例を根拠に置くというのは、私が教わった常識でしたので、その辺からするとどうかという感じがします。

**教育長** 基本的に今までは有料施設だったものを、今回先ほどの条例の中で有料施設から削除しており、基本的には、もうお金を取って貸しません。グリーンタワーが単なるアンテナ塔としての役割しか持たなくなる中での削除です。

ただ、現在コロナ禍でキャンプが見直されており、貸出しの要望が多くなってきている中で、せつかくある屋外のバーベキュー



ピットの利用については行ってもいいのではないかということから、使用できる間は無料で貸出ししようという考え方なので、ここに使用料規程が必要ないというのであれば削除することを考えます。

**清水委員**                    その無料にする期間は、どれぐらいあるのですか。

**さんぶの森公園管理事務所長**    現時点の見込みですが、令和3年度では予算が取れませんでしたので、早くて令和4年で予算が取れましたら、その時点までとなります。そうでなければまた予算を取るというような形になっております。

**清水委員**                    こういうところで事故が起きる可能性はないのですか。

**さんぶの森公園管理事務所長**    2条の使用時間ということで、午前9時から午後3時までと定めております。こちらにつきましては、この規程の中、注意書き、10条関係に、利用が終了したら警備員が内容を確認するために、時間制限を設けていますし、そこで確認ができるような流れになっております。

**教育長**                        よろしいでしょうか。

**清水委員**                    わかりました。

もう1点よろしいですか。「教育委員会が」となっていますが、これは実際には、専決か何かで事務委任をするのですか。運動公園管理事務所が行うのですか。

**教育部長**                    この公園については、条例の中で教育委員会が管理というような委任を受けていますので、その中で読めるのかということで、教育委員会がバーベキューピットについても使用についての規程をつくる、そういう立てつけで、教育委員会が管理するものです。

**清水委員**                    ですから、第9条第3号の「教育委員会がバーベキューピットの管理上その使用が不相当と認めたとき」というのは、使用を取り消しますとなっていますが、それは教育委員会で認定することですか。管理事務所に事実上事務委任するということですか。

**教育部長** 書き方の表現はこのようになっています。あとは、先ほど審議してもらったような事務決裁規程、処務規程の中で、この専決処分は決めて、誰がこの決裁をするのかとか、そういう委任の中で判断していくということになります。公園管理に関することは、公園管理事務所で管理するという委任関係ができていますので、その中で対応できるというところですよ。

**清水委員** 不承認というのは、相当な不利益処分ですよ。ですからきちり書かないと、後でトラブルになる気がします。処務規程はきちり入っていますか。

**教育部長** 結局、有料施設でお金を取って条例設置するような位置づけでいけば、処分であったり不利益処分であったりと考えられるのかなと思いますが、今回たまたま空いている無料の施設を使ってもらった中の禁止事項ということで、こういうことだったら貸せませんよと、その不利益な処分を行うという位置づけまではいかないのかなという解釈でやっています。

**清水委員** しかし、利用の不承認。申請して1回承認したものを取り消す場合はありますね。それを処分ではないとは言えないのではないのでしょうか。

**教育部長** 行政処分という意味合いではないのかなと思っています。利用者と市民の扱いの範囲であると考えました。お互いに空いているから貸してと言われて、こっち側は貸しますよという中ですが、借りている限り、ルールは守っていただき、守っていただけない場合は貸せませんよという、民間の契約行為の範囲なのかなというところの組立てです。

**清水委員** わかりました。

**教育長** よろしいですか。ほかもよろしいでしょうか。  
それでは、本件につきましては原案のとおり了承します。

---

○協議第10号

**教育長** 協議第10号、山武市学校給食費に関する規則について、説明を

お願いします。

学校給食センター所長、お願いします。

**学校給食センター所長** 資料の88ページをご覧ください。協議第10号、山武市学校給食費に関する規則の制定について協議をお願いするものです。

提案理由は、現行の山武市学校教育センター管理規則には、市長の権限として、給食の申込や給食費に関する条項が定められており、本来山武市規則として規定すべきものとなるため、当該規定を山武市規則として、資料89ページから98ページの山武市学校給食費に関する規則（案）のとおり、給食の申込、給食費に関することについて新設し、現行の相当規定につきましては、補足資料99ページから103ページにあります山武市学校給食センター管理規則から、給食の申込、給食費に関すること、第4条から第10条を削除します。

様式につきましては、現行の山武市学校給食センター管理規則に規定されているものを引き継ぐこととなりますが、保護者と児童生徒の住所をそれぞれ記入する箇所があるなど不要な項目を整理しました。また、資料93ページ、94ページの給食申込書につきましては、給食利用の申込みが民法に基づく契約に該当するため、契約条項を明記し双方の合意内容を明らかにする必要があることから、契約条項を追加しました。

説明は以上となります。ご協議のほどよろしくお願いします。

**教育長** ありがとうございます。ただいまの件につきましてはいかがでしょうか。ご質問等ございますか。

**小野崎委員** 基本のところは、今と変わらないということでしょう。

**教育長** そうです。

**小野崎委員** それを2つに分けたのですね。

**教育長** その様になります。市に関する部分と給食センターに関する部分を今まで一緒だったのをきちんと分けるということです。

**小野崎委員** 分かりました。

教育長

それでは、本件につきましては原案のとおり了承します。

---

○協議第11号

教育長

協議第11号、山武市学校給食センター管理規則の一部改正について、説明をお願いします。

学校給食センター所長、お願いします。

**学校給食センター所長** 資料104ページをご覧ください。協議第11号、山武市学校給食センター管理規則の一部改正について、協議をお願いするものです。

提案理由は、現行の規則では、教育委員会の権限として、学校給食の運営に関することと市長の権限として、給食費の申込、給食費に関するものが混在したものとなっているため、教育委員会の権限に関する事項のみ、学校給食の運営に関することを規定した規則に整理します。補足資料の99ページから130ページにあります山武市学校給食センター管理規則から、給食費の申込、給食費に関すること、第4条から第10条を削除します。

また、学校給食センターへの給食予定数の報告に関すること及び食物アレルギーを持つ子どもへの対応（牛乳の停止）に関することについて、現在の運用に合わせて規則を追加修正します。

給食予定数報告関係の様式につきましても、事務の簡素化を目的とした様式の改正及び各様式における押印の廃止をします。

詳細につきましては、資料105ページから134ページのとおりです。

説明は以上です。協議のほどよろしくお願いします。

教育長

ありがとうございます。こちらについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

教育長

それでは、本件につきましては原案のとおり了承します。

---

○協議第12号

教育長

協議第12号、成東・東金食虫植物群落保存活用計画策定委員会設置要綱について、説明をお願いします。

歴史民俗資料館長、お願いします。

歴史民俗資料館長 協議第12号、成東・東金食虫植物群落保存活用計画策定委員会設置要綱についてご説明を申し上げます。資料135ページをご覧ください。成東・東金食虫植物群落保存活用計画策定委員会設置要綱を次のように制定することについて、下記のとおり協議を求めます。

提案理由ですが、国指定以来100年が経過し、周辺環境の悪化に伴う遷移により、分布範囲及び個体数の縮小・減少傾向にある食虫植物群落の今後の保存と、指定当初の活力ある、すみません、この次訂正していただきたいんですが、前回のときに小野崎委員からご指摘いただきました、「活力ある状況に整備するべく」ということで字句の修正をお願いします。文化庁認可の保存活用計画を策定するための委員会を組織するためのものです。

なお、当該計画の策定は文化庁・県教委も奨励しており、同計画策定に国・県の補助金交付を受けることが可能になります。これに関しては令和4年度予算で交付予定となっております。

また、外来生物の除去など、例えばアメリカザリガニなどそういった今まで全部変更計画を提出して許可を得て実施していたものが事後報告で済むなど、急を要する事例に迅速な対応が可能となります。

なお、当該計画に明記された導水・境界柵設置などのハード事業や表土除去など、埋土種子の蒔き出しなどのソフトの事業に関しても、国・県の補助金交付が可能となるものです。

次のページをご覧ください。136ページ、こちらが要綱の案となります。第1条に関しては設置について、第2条に関しては所掌事項について、第3条では組織について、第4条では任期、第6条では会議、第7条で庶務、第8条では補則等に関して記してございます。

説明は以上です。協議をよろしくお願いします。

教育長 ありがとうございます。保存活用計画の策定でございますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、本案件は原案のとおり了承いたします。

---

○協議第13号

教育長 協議第13号、山武市文化財の保護に関する条例施行規則の一部

改正について、説明をお願いいたします。

歴史民俗資料館長、お願いします。

**歴史民俗資料館長** 協議第13号、山武市文化財の保護に関する条例施行規則の一部改正について、ページは137ページをご覧ください。山武市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、下記のとおり協議を求めるものです。

提案理由に関しては、現行の山武市文化財の保護に関する条例施行規則では、文化財審議会の定例会開催回数が年4回となっておりますが、ここ数年の傾向として審議する案件の数から年3回の開催でも対応が十分であると判断されます。

このため、山武市文化財の保護に関する条例施行規則を一部改正するものです。

138ページをご覧ください。こちらが改正する規則に関するところの記載となります。第16条第2項中「年4回」を「年3回」に改めるとなります。

次ページ、139ページが新旧対照表となっておりますのでご確認ください。

以上、ご協議のほどよろしく申し上げます。

**教育長** ありがとうございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** それでは、本案件につきましては原案のとおり了承いたします。

---

◎日程第6 報告事項

○報告第1号

**教育長** 日程第6、報告事項。

報告第1号、山武市教職員等合同着任式についてお願いいたします。

学校教育課長、お願いします。

**学校教育課長** 報告第1号、山武市教職員等合同着任式についてでございます。140ページになります。令和3年度の山武市教職員等（園・学校）合同着任式でございます。

現在のところ、令和3年4月2日金曜日を予定しております。こういう状況ではありますが、現在のところ実施の方向で計画を

進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。来賓の人数を減らして、市長のみの参加で行いたいというふうに考えております。教育委員の皆様には参加していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

4番、会場が抜けております。申し訳ありません。成東文化会館のぎくプラザで行います。修正したものは、次回定例会で出させていただきますので、参加者、6番、式次第・役割分担はこのような形になっております。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

**教育長**

ありがとうございます。合同着任式について、今のところ4月2日の予定で計画しているということですので、よろしくお願いいたします。

---

○報告第2号

**教育長**

報告第2号、学校統合準備委員会会議の開催状況についての報告をお願いします。

学校再編推進室長、お願いします。

**学校再編推進室長** 学校統合準備委員会会議の開催状況についてご報告いたします。

まず1ページ目をご覧ください。日向小学校と山武西小学校の統合準備委員会でございますが、全ての協議が整いましたので、一番下段になりますが、2月10日に日向小学校の体育館にて18時より最後の全体会議を行います。内容は、各協議結果と今後の学校行事や移転等日程の報告が主なものとなります。

なお、密を避けるため、教育委員及び各所属長の出席は控えさせていただいた中で開催させていただきたいと考えてございます。

また、先ほど委員長との協議により、25名いる委員でございますが、代表者会議の対象となる18名に参加いただく中での開催を考えてございます。

また、3月24日水曜日でございますが、日向小学校、山武西小学校ともに、閉校記念式典を同日開催いたします。詳細は検討段階でございますが、現段階におきましては、全ての教育委員にご来賓としてお越しいただきたく準備を進めているという報告を受けてございます。

日向小学校の式典は、おおむね8時45分頃から1時間程度、山武西小学校は、10時15分頃から概ね1時間程度で予定してござい

ます。後ほどご案内と併せて移動方法など、詳細につきましては調整させていただきたいと存じます。

続いて2ページ目をご覧ください。こちらは蓮沼中学校と松尾中学校の統合準備委員会でございます。学校設置条例の改正案を3月の市議会に諮り、その結果、可決をもって統合校の校名が正式決定となる運びでございます。

また、今後の会議の開催でございますが、下段に記載のとおり、書面やリモートにて検討項目の協議を行ってまいります。全体会議は、当初2月12日に予定してございましたが、延期し、今後協議の進捗状況や社会状況に鑑み、開催時期を検討してまいりたいと存じます。

学校再編推進室からの報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

**教育長**

ありがとうございました。いかがですか。よろしいでしょうか。閉校記念式典がございますのでよろしくお願いいたします。

---

○報告第3号

**教育長**

続いて報告第3号、3月の行事予定について、各所属から順次お願いします。

**教育総務課長**

教育総務課です。

3月4日、教育委員会の第1回臨時会をのぎくプラザで行います。時間は午後1時半からで予定しております。

3月18日、教育委員会の第3回定例会を午後1時半から、車庫棟第6会議室を予定しております。

3月2日、文教厚生常任委員会が午前10時からとなっております。

3月12日、第1回目の市議会定例会閉会日となっております。

**学校教育課長**

学校教育課です。

3月9日から中学校の卒業式が行われます。中学校と小学校の卒業式は記載のとおりです。委員の皆様は、卒業式の名前が入ったものを改めて配付させていただきました。入学式も入っておりますが、ご確認いただければと思います。

**学校再編推進室長**

学校再編推進室です。



先ほど申し上げましたとおり、3月24日に日向小学校、山武西小学校の閉校記念式典がございます。後ほどご案内を申し上げます。

**子育て支援課長**      子育て支援課です。  
3月16日、日向幼稚園、また各こども園の卒園式がございます。  
3月17日、園長・副園長会議を3時から第6会議室で開催いたします。  
3月25日から27日まで、各私立の保育園の卒園式になります。

**教育長**                      以上、よろしいですか。これについてはよろしいですか。

---

○その他

**教育長**                      その他に報告すべき事項があればお願いいたします。生涯学習課長。

**生涯学習課長**              本日机上配付させていただきました家庭教育学級新聞になります。明日、各学校等を通じまして、各家庭に配布予定となっております。今号は、昨年12月に行いました家庭教育講演会の内容と、家庭教育学級の状況、裏面の、蓮沼中学校の平井教頭から「我が家の子育て」というコラムをいただいております、そちらを掲載してございます。お時間のあるときにご覧いただければと思います。  
以上です。

**教育長**                      ありがとうございます。家庭教育学級新聞についてお聞きになりたいことはありますか。よろしいでしょうか。  
ほかにございますか。  
それでは、以上で令和3年教育委員会第2回定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

---

◎閉      会      午後4時00分